

介護保険 住宅改修のてびき

平成 30 年

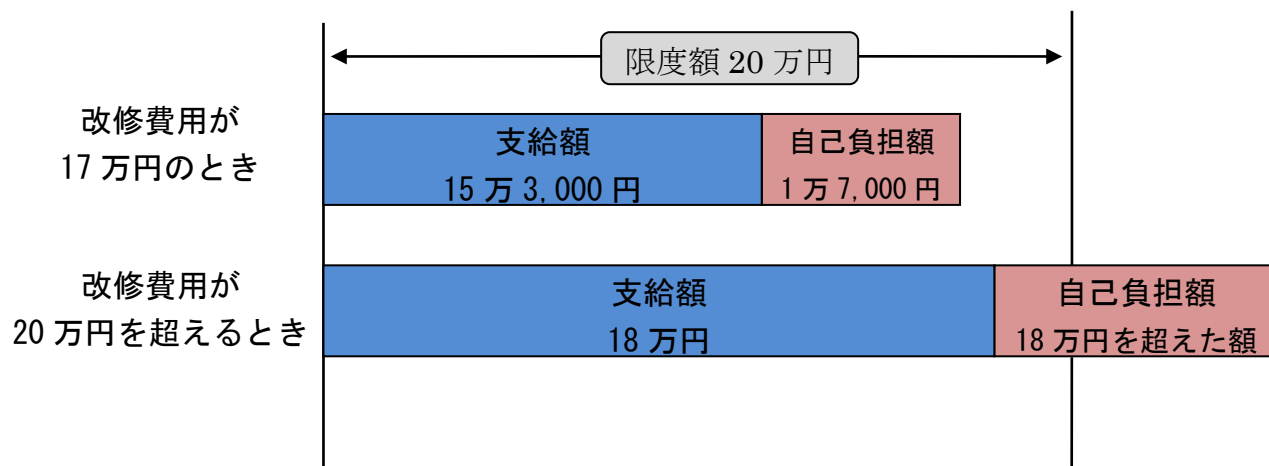
佐久市 高齢者福祉課

介護保険における住宅改修

制度の概要

介護が必要になっても住み慣れた住宅で在宅生活を送るため、居住している住宅を改修することで高齢者の自立を助け、介護者を支援するような環境を整える事のできる制度です。

対象となるのは厚生労働者が定める種類の住宅改修を行った場合で、佐久市(保険者)が利用者(被保険者)の心身や住宅の状況から必要と認めた場合、**利用限度額を20万円**とし、住宅改修に要した費用の9割(一定以上の所得がある方は8割又は7割)が介護保険から支給されます。改修費用が20万円を超えた場合、超えた分の費用については全額自己負担となります。



(※自己負担割合が1割の利用者(被保険者)の場合)

対象者

住宅改修の申請ができるのは以下のすべてに該当する方に限られます。

- 介護保険法における要介護1～5または要支援1～2の認定を受けている方
- 佐久市が保険者である被保険者
- 申請時点で佐久市に住民票がおいてあり、居住している方
- 日常的に在宅で生活をしている方

※以上の条件にすべて該当する方であっても、本人の心身の状態及び住宅の状態について市が審査を行った結果対象外となる場合があります。

対象となる工事

対象となる工事は以下のとおりです。

工 事 の 種 類	工 事 内 容
① 手すりの取付け (住宅改修告示第一号)	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。
② 段差の解消 (住宅改修告示第二号)	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためのもの。
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更 (住宅改修告示第三号)	居室において畳敷から板製素材・ビニル系素材等へ変更、浴室においては床材の滑りにくいものへ変更、通路面においては滑りにくい舗装材等へ変更するもの。
④ 引き戸への扉の取替え (住宅改修告示第四号)	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取替えるもの。また、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。
⑤ 洋式便器等への便器の取替え (住宅改修告示第五号)	和式便器から洋式便器へ変更するもの。 既存の洋式便器に、便座の暖房機能や洗浄機能を追加するための工事は対象外。
その他各工事に対して認められている付帯工事 (住宅改修告示第六号)	① 手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強 ② 段差の解消 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③ 床又は通路面の材料変更 下地の補修・根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備 ④ 引き戸への扉の取替え 壁又は柱の改修工事 ⑤ 洋式便器等への便器の取替え 給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

支払方法・費用について

対象となる住宅改修工事を行った場合、その工事費用の一部が支給されます。費用の支給は、「償還払い」と「受領委任払い」の二つの方法があります。

支払方法	
① 償還払い	利用者が工事にかかった費用を工業者に全額支払った後、対象となる分について後日市から払い戻しを受ける方法です。
② 受領委任払い	<u>市と契約をしている工業者が工事を行う場合にのみ</u> 選択でき、利用者は一時的にでも全額を支払うことなく、自己負担分のみ工業者に支払います。残りの費用(介護保険給付対象分)については、市が直接工業者に支払います。

どちらの支払方法でも自己負担額は変わりません。

自己負担額は、工事にかかった費用の1割です。

※平成30年8月1日より、法律で定められた一定以上の所得がある場合、自己負担は工事費の2割又は3割となります。

自身の負担割合については、市から発行された「負担割合証」をご確認ください。

限度額について

過去に介護保険で住宅改修を行い住宅改修費の支給を受けたことのある方でも、工事費の総額(これまでに行った工事含む)が限度額の20万円以内であれば追加の工事を申請することができます。

また、既に20万円以上の工事を行った人でも、

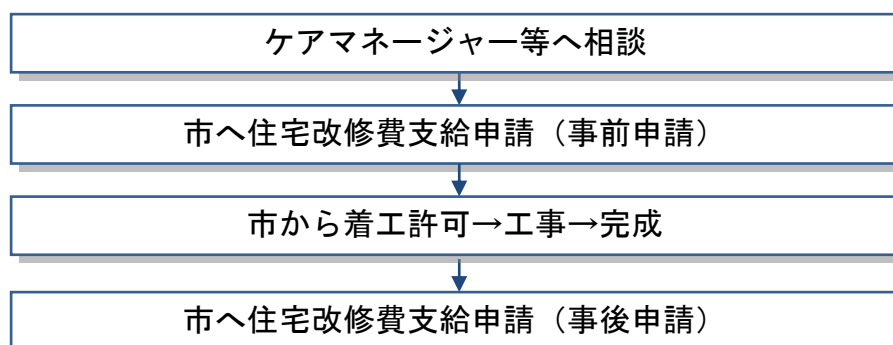
- 転居して住宅が変わった場合
- 最初に住宅改修を行った時と比較して、介護が必要な程度が著しく変化した場合

のいずれかに該当するときは、改めて限度額20万円までの住宅改修費の支給を受けることができます。

自身の負担割合がわからない場合や、過去に住宅改修をしたことがあり限度額の残高がわからない場合等は、市高齢者福祉課にお問い合わせください。

申請の手続き

介護保険の住宅改修には、必ず工事前の事前申請が必要です。



原則として、事前申請前・着工許可前に着工した場合や事前申請の内容と異なる工事をした場合には住宅改修費の支給は受けられませんのでご注意ください。

事前申請に必要な書類

提出書類	備考
① 申請書	署名・押印が必要
② 住宅改修が必要な理由書(二枚)	担当のケアマネージャーが作成
③ 工事内容見積書※1	工事の内容、規模、材料費、施工費、諸経費等が記載されたもの
④ 改修前の状態のわかる写真	撮影した日付がわかるもので、工事内容を記入した写真
⑤ 改修する部分の見取り図	該当箇所の平面図。トイレまでの廊下に手すりを設置する等、動線を示す必要がある場合はその全体がわかるもの
⑥ 住宅改修の承諾書※2	改修する住宅の所有者が本人でない場合のみ添付
⑦ 受領委任払いにかかる委任状※2	受領委任払いを選択している場合のみ添付

①・②・③・⑥・⑦は市ホームページから様式をダウンロードできます。

※1 ③…平成30年8月より標準の様式が設定されます。

※2 ⑥・⑦…備考欄以外の場合は添付不要です。

事後申請に必要な書類

提出書類	備考
① 領収書	宛名が本人もの
② 請求書(内訳書)	見積書と同様に算出した請求書
③ 改修後の状態のわかる写真	事前申請時の写真と同様、撮影した日付のわかるもの

その他・申請時の注意点等

- 介護保険の住宅改修は、あくまで本人の日常生活動作を支援するためのものです。対象となるのは日常生活のために必要な最低限の改修であり、「日常生活動作の動線に関わらない改修」「古くなったものを新しくするための改修」「見栄えを良くするための改修」等は住宅改修の対象外です。
事前申請後の審査にて、過剰な工事や介護保険の住宅改修の規定に当てはまらない工事（対象外）と認められた場合は不許可となります。

介護保険住宅改修の対象とならない工事の例

- ・庭の手入れをするため、縁側から庭への出口の段差を解消する工事
- ・趣味で使用する部屋に手すりを設置する工事
- ・新しく部屋を増築しバリアフリーにする工事
- ・老朽化し、たてつけが悪くなってきた扉を新しいものに変更する工事
- ・その他、日常生活の動線に関わらないと思われる工事や、本人の身体状況や家屋の状態から見て不要及び過剰と思われる工事

- 住宅改修工事は事前申請後、必ず着工の許可の連絡を受けてから行ってください。着工の許可は担当のケアマネージャーに電話で連絡をします。
- 見取り図や写真等は工事箇所がわかりやすく鮮明に写っているものをご用意ください。改修前の写真は必ず日付及び工事内容が記入されたものを提出してください。カメラに日付を入れる機能がない場合は日付を記入した黒板や紙等を一緒に写してください。
- 請求書の金額が、事前申請時の見積りの金額と異なる場合には住宅改修費の支給はできません。
費用の増減に関わらず、事前申請の後にやむを得ず工事内容等を変更する場合は工事を行う前に必ず市に連絡をしてください。

その他、制度や工事の内容について不明な点は高齢者福祉課介護保険給付係までお問い合わせください。